

3

2024 March
VOL.355

<https://www.sv-web.jp/>

社労士V

Contents



今月の特別企画

3つの手順で正確に!

事例問題対策

動画・PDF付き

LEC東京リーガルマインド 西園寺 華……5

科目別講座

国年・厚年法②～国年法（後編）・厚年法（前編）

基礎マスターゼミ

動画・PDF付き

クアールアカデミー 斎藤 正美……18

レベル別問題演習

択一式 & 選択式

クアールアカデミー 斎藤 正美……58

連載

目指せ合格!

総務課 茜さんの社労士受験日記

……64

2024年度からの新ルール!

改正ポイントと演習問題

動画・PDF付き

第6回 労働基準法（労働契約法（通達の改正）、職業安定法（労働条件等の明示に係る明示事項の追加など））
社会保険労務士 奥田 章博……66

国年・厚年法を除く全科目一問一答

LEC東京リーガルマインド 平井 もえ子……76

頻出の労働判例問題

第1回

ワイ&ワイカレッジ 小川 泰弘……84

●2024年度受験用社労士V Webゼミ無料動画・PDF版のご案内……2

●2024年度受験用社労士Vのご案内……4

■次号予告……88

[巻末綴込付録] いつでもどこでもすぐ確認!

重要条文&論点整理カード 国民年金法

社会保険労務士 片岡 史幸

●3つの手順で正確に! 事例問題対策



本記事は、講義動画とPDF版をご覧になれます!
⇒ <https://www.sv-web.jp/>
ID: sv2403ik ※パスワードは88ページに掲載



LEC東京リーガルマインド
西園寺 華



今回、特別企画として『事例問題対策』を取り上げます。

近年の社労士試験では、**事例問題の出題が増加傾向**にあります。事例問題と聞くと、「難しそうだな」「解答に時間がかかりそうだな」と苦手意識を持っている受験生もいらっしゃるのではないでしょうか。実は、社労士試験で出題される事例問題は、複雑ではないことがほとんどです。覚えた条文の知識や数値を、正しく使うことができるかどうかが問われています。

事例問題は、**事例問題を解く3つの手順**を意識することで正確に解くことができます。実際に3つの手順を意識しながら、一緒に過去問事例問題および予想事例問題を解いてみましょう。

●事例問題を解く3つの手順

【ステップ1. 出題者の意図の把握】

問題文の中から**〈ポイントを抽出〉**し、**〈出題者の意図を読み取る〉**ようにしましょう。

事例問題では、問題文から問われている論点をいち早く理解することが大切です。理解できないまま進めると、正誤判定に関係のないところを読んだり、問題を何度も繰り返し読んでしまったり、正解までに時間を要してしまいます。論点をいち早く理解するために、**図や表を書いて問題文に載っている情報を書き出すこと**をお勧めします。図や表にすると、各段に論点がイメージしやすくなります。日々の学習の中でも、ぜひ過去問を解きながら図や表を簡単に書く練習をしてください。

【ステップ2. 知識の確認】

正解を導き出すための必要な基本知識を瞬時に引き出せるようにしておく必要があります。日々の学習の中で、多くの知識の引き出しを作っておきましょう。テキストを読むこと、過去問を解くことを繰り返し行うことが知識の定着につながります。

【ステップ3. 具体的検討】

問題文に当てはめて、具体的に正誤を検討しましょう。

に該当するのかを理解しているか。

【ステップ2. 知識の確認】

〈出題者の意図の読み取り〉(i)に対する基本知識

算定基礎期間の算定に当たっては、**育児休業給付金**または**出生児育児休業給付金の支給を受けた期間がある場合は、その期間は通算されない**（雇用保険法第61条の7第9項、第61条の8第6項）。

算定基礎期間の算定に当たって、育児休業給付金の支給を受けた期間は含めることができないということですね。

〈出題者の意図の読み取り〉(ii)に対する基本知識

特定受給資格者とは次の①または②のいずれかに該当する受給資格者（就職困難者である受給資格者を除く）をいう（雇用保険法第23条2項）。

- ① 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産または当該事業主の適用事業の縮小もしくは廃止に伴うものである者として**厚生労働省令で定めるもの**
 - ② 前記①に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者
- ①の「**厚生労働省令で定めるもの**」は、倒産（**破産手続開始**、再生手続開始、更生手続開始）もしくは特別清算開始の申立てまたは手形交換を行っている金融機関による金融取引の停止をいう）に伴い離職した者等をいう（雇用保険法施行規則35条）。

したがって、本問の者の離職理由は「事業所の破産手続開始に伴う離職」であるため、特定受給資格者に該当します。

【ステップ3. 具体的検討】

本問の者の算定基礎期間は、29歳0月から35歳1月までの6年1カ月（73カ月）の被保険者期間のうち、育児休業給付金の支給に係る休業をした1年11カ月（23カ月）を除いた**4年2カ月（50カ月）**となります。また、本問では、「一般の受給資格者の所定給付日数」と「特定受給資格者の所定給付日数」の2つの表が提示されていますが、本問の者は特定受給資格者に該当するため、「特定受給資格者の所定給付日数」の表を使用します。本問の者は**特定受給資格者**であり、離職の日における年齢は35歳1月のため**年齢区分35歳以上45歳未満に該当し**、さらに**算定基礎期間は4年2カ月**であることから、所定給付日数は「150日」となります。

【答え】C

◎予想事例問題1 雇用（五肢択一）

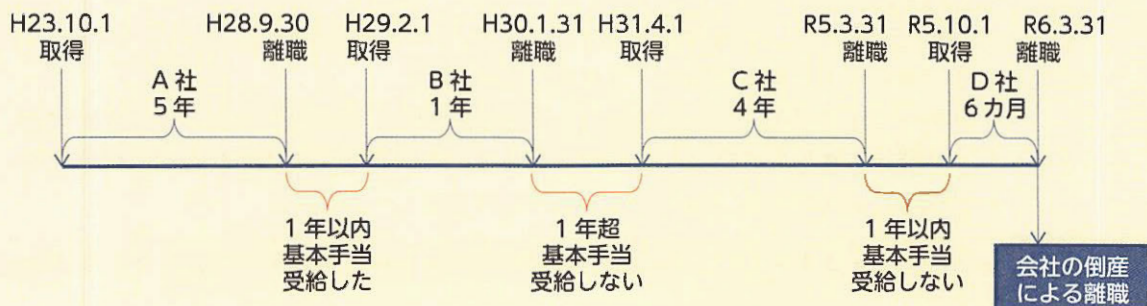
次の①から④の過程を経た者の④の離職時における基本手当の所定給付日数として正しいものはどれか。なお、本問における離職者は、雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に当たらないものとする。

- ① 平成23年10月1日にA社に就職し、初めて一般被保険者として就労したが、平成28年9月30日にA社を離職した。このときの離職により基本手当を受給した。

- ② 平成29年2月1日にB社へ就職し一般被保険者として就労したが、平成30年1月31日にB社を退職した。このときの退職では基本手当を受給しなかった。
- ③ 平成31年4月1日にC社へ就職し一般被保険者として就労したが、令和5年3月31日にC社を退職した。このときの退職では基本手当を受給しなかった。
- ④ 令和5年10月1日にD社へ就職し一般被保険者として就労したが、D社が倒産したため、令和6年3月31日に退職した。当該被保険者の退職の日における年齢は45歳1月であった。
- A 90日
B 150日
C 180日
D 240日
E 270日

【ステップ1. 出題者の意図の把握】

D社の退職時における基本手当の所定給付日数が問われています。まずは、問題文を読んで図を作成しましょう。



〈問題文よりポイント抽出〉 本問の者は、D社で被保険者となった日前にA社、B社およびC社において被保険者であった期間を有している。

〈出題者の意図の読み取り〉 算定基礎期間の算定にあたり、前の適用事業での被保険者であった期間を通算することができるのはどのような条件を満たした場合であるかを理解しているか。

【ステップ2. 知識の確認】

算定基礎期間は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職の日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を**通算した期間**）をいう。ただし、算定基礎期間の算定に当たっては、次の①および②に掲げる期間は**通算されない**（雇用保険法第22条3項）。

- ① 前の適用事業での被保険者資格を喪失してから、後の適用事業で被保険者資格を取得するまでの期間が**1年を超える**場合の、前の適用事業での被保険者であった期間（雇用保険法第22条3項1号）
- ② 以前に**基本手当**または**特例一時金の支給を受けたことがある者**については、これらの給付の受給資格または特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間（雇用保険法第22条3項2号）

算定基礎期間に算入することができるのは、直前に被保険者として雇用された期間のみに限っているわけではありません。条件を満たせば、前の適用事業における被保険者期間も算入することができます。

【ステップ3. 具体的検討】

本問の場合、①直前の被保険者でなくなった日から当該被保険者となった日までの空白期間が1年以内であること、②離職時に基本手当の支給を受けていないこと、以上2つの条件を満たす前の適用事業での被保険者であった期間について、D社離職時の算定基礎期間に算入することができます。A社の被保険者期間は、②の条件を満たさないため、通算できません。B社の被保険者期間は、①の条件を満たさないため、通算できません。C社の被保険者期間は、①および②の条件を満たしているため、通算することができます。したがって、D社離職時における算定基礎期間は、C社の被保険者期間4年とD社の被保険者期間6カ月を合算した4年6カ月となります。本問の者はD社を会社の倒産により離職しているため、特定受給資格者に該当します。さらに、D社離職時の年齢は、問題文より45歳1月であるため、所定給付日数は「180日」となります。

【答え】C

●過去問事例問題2（R5択一雇用問6）

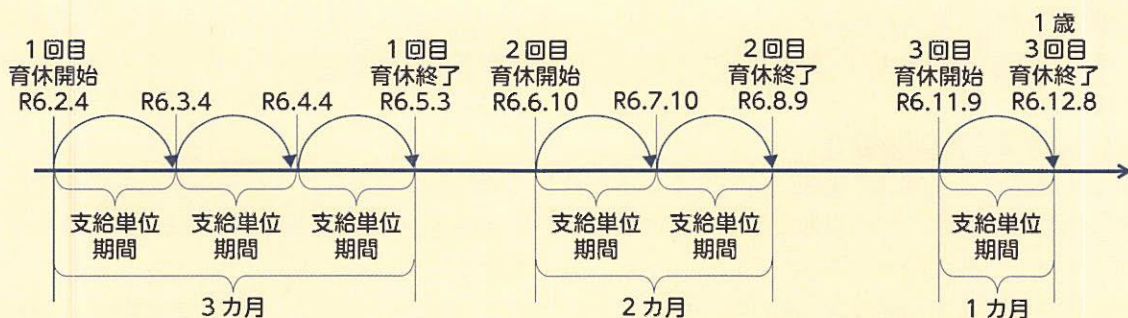
次の場合の第1子に係る育児休業給付金の支給単位期間の合計月数として正しいものはどれか。

令和3年10月1日、初めて一般被保険者として雇用され、継続して週5日勤務していた者が、令和5年11月1日産前休業を開始した。同年12月9日第1子を出産し、翌日より令和6年2月3日まで産後休業を取得した。翌日より育児休業を取得し、同年5月4日職場復帰した。その後同年6月10日から再び育児休業を取得し、同年8月10日職場復帰した後、同年11月9日から同年12月8日まで雇用保険法第61条の7第2項の厚生労働省令で定める場合に該当しない3度目の育児休業を取得して翌日職場復帰した。

- A 0カ月
- B 3カ月
- C 4カ月
- D 5カ月
- E 6カ月

【ステップ1. 出題者の意図の把握】

雇用保険の一般被保険者が産前産後休業取得後、育児休業を取得し職場復帰するまでの流れが時系列で掲げられています。本問では、当該一般被保険者が受給することができる育児休業給付金の支給単位期間の合計月数が問われています。まず、問題文を読み取り、図を作成してみましょう。



〈問題文よりポイント抽出〉本問の被保険者は、育児休業を3回に分割して取得している。

〈出題者の意図の読み取り〉

- (i) 育児休業給付金の支給単位期間について理解しているか。
- (ii) 育児休業を分割取得した場合、育児休業給付金の支給対象となる育児休業は何回までかを理解しているか。

【ステップ2. 知識の確認】

〈出題者の意図の読み取り〉(i)に対する基本知識

育児休業給付に係る支給単位期間とは、育児休業をした期間を、当該育児休業を開始した日または休業開始当日から各翌月の休業開始当日の前日（当該育児休業を終了した日の属する月にあつては、当該育児休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう（雇用保険法第61条の7第5項）。

〈出題者の意図の読み取り〉(ii)に対する基本知識

被保険者が同一の子について3回以上の育児休業（厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く）をした場合における3回目以後の育児休業については、**育児休業給付金は支給されない**（雇用保険法第61条の7第2項）。

つまり、育児休業は、原則2回までの分割取得が認められ、厚生労働省令に定める場合に該当するものについては3回までの分割取得が認められます。

【ステップ3. 具体的検討】

問題文に、令和6年11月9日から同年12月8日までの育児休業は、「厚生労働省令で定める場合に該当しない3度目の育児休業」と記載があります。したがって、当該期間の育児休業については支給単位期間となりません。

本問の支給単位期間は、令和6年2月4日から同年3月3日、令和6年3月4日から同年4月3日、令和6年4月4日から同年5月3日、令和6年6月10日から同年7月9日、令和6年7月10日から同年8月9日となります。よって、支給単位期間の合計月数は「5カ月」となります。

【答え】D

◎予想事例問題2 雇用（五肢択一）

令和6年7月1日から同年9月30日まで介護休業を取得し、当該介護休業期間を支給単位期間とする介護休業給付金の支給を受けた被保険者が、同一対象家族について令和6年12月

基礎 マスターゼミ



第7回 国年・厚年法②～国年法（後編）・厚年法（前編）

動画・PDF
付き

本講座は、講義動画とPDF版をご覧になれます！

⇒ <https://www.sv-web.jp/>

ID: sv2403ik

※パスワードは88ページに掲載

クレールアカデミー
齋藤 正美



本講座では、社労士試験に必要な基礎的な力をつけることを目的に、重要事項をコンパクトにまとめます。初学者の方にわかりにくい箇所については、ねこ先生がアドバイスします。ページの下には一問一答がありますので、知識の確認にお役立てください。

厚生年金保険制度の創設と沿革

(1) 年金制度の創設期

昭和16年に工場等の男子労働者を被保険者とし、養老年金等を支給する労働者年金保険法が制定され、昭和17年6月1日から実施されました。昭和19年には、労働者年金保険法は厚生年金保険法へと名称を改め、被保険者の範囲を事務職員、女子にも拡大するなどの改正が行われました。昭和29年改正では、それまで報酬比例部分のみであった養老年金を定額部分と報酬比例部分の2階建ての老齢年金（障害年金・遺族年金も同様）とし、男子の支給開始年齢を55歳から60歳に段階的に引き上げることにしました。

(2) 高齢社会への対応期

出生率の低下と平均寿命の伸びにより、欧米諸国とは比較にならないほどの速さで高齢化が進み、また、昭和48年の石油危機を契機に高度経済成長から安定成長へ移行する中で、公的年金制度の見直しが必要となってきました。当時、我が国の公的年金制度は大きく3種8制度に分立し、給付と負担の両面で制度間の格差や重複給付などが生ずるとともに、産業構造の変化等によって財政基盤が不安定になるという問題が生じていました。そのため、昭和61年4月1日から全国共通の基礎年金を創設するとともに、厚生年金保険等の被用者年金を基礎年金に上乘せする2階部分の報酬比例年金として再編成することになりました。

60歳台前半に支給される特別支給の老齢厚生年金については、平成6年改正において、定額部分の支給開始年齢を男子については平成13年度から平成25年度にかけて、女子については5年遅

れで、65歳に引き上げることとなりました。平成12年改正では、報酬比例部分についても平成25年度から段階的に支給開始年齢を引き上げることとされました。

平成16年改正では、5年に1度の財政再計算時ごとに、まず給付水準を設定し、そこから将来必要な負担（保険料）水準を設定するという、従来の給付と負担の見直し方法を改め、保険料の引上げを極力抑制しつつ、将来の負担（保険料）の上限を設定して固定した上で、その保険料上限による収入の範囲内で給付水準を調整するという新たな方法が導入されました。

公的年金制度の一元化に向けた取組の一環として、平成27年10月1日から、厚生年金保険と共済年金の一元化を実現するため、厚生年金保険に公務員および私学教職員も加入することとし、2階部分の年金を厚生年金保険に統一するとともに、制度的な差違については基本的に厚生年金保険に揃える、共済年金の保険料を段階的に引き上げて厚生年金保険（上限18.3%）に揃える等といった改正が行われました。また、効率的な事務処理を行う観点から、事業の実施に当たっては共済組合や日本私立学校振興・共済事業団を活用することとされました。

国民年金法

第7章

第1号被保険者の独自給付

制度 趣旨

第1号被保険者の独自給付（寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金）についてポイントを整理します。いずれも、第1号被保険者の保険料の掛け捨て救済が目的です。

1 寡婦年金（法第49条～第52条）

支給要件	死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上ある夫（保険料納付済期間または学生の保険料の納付特例制度もしくは保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡したこと 夫の死亡当時、夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）が10年以上継続していた65歳未満の妻であること 死亡した夫が、老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けていないこと
支給期間	① 夫の死亡当時60歳以上の妻⇒夫が死亡した日の属する月の翌月から ② 夫の死亡当時60歳未満の妻⇒妻が60歳に達した日の属する月の翌月から
年金額	死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間により計算した老齢基礎年金の額の4分の3に相当する額
受給権の消滅	① 65歳に達したとき ② 死亡したとき ③ 婚姻をしたとき ④ 直系血族または直系姻族以外の者の養子となったとき ⑤ 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したとき
支給停止	寡婦年金は、夫の死亡について労働基準法の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から6年間、その支給が停止されます。

妻が65歳に達する前に夫が死亡した場合に、妻が「老齢基礎年金」を受けられるようになるまでの60歳以上65歳未満の間の所得を保障する「つなぎの年金」です。



Key Point

- 死亡した夫が付加保険料を3年以上納付している場合であっても、寡婦年金の額に8,500円は加算されません。
- 夫の死亡により遺族基礎年金の受給権を有していた者でも、寡婦年金の支給を受けることができます。



- 寡婦年金の支給要件、遺族厚生年金の支給要件を満たしていれば、寡婦年金と遺族厚生年金の両方の受給権が発生します。



2 死亡一時金（法第52条の2～第52条の6）

支給要件	死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数および保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が36月以上ある者が死亡したこと ① 死亡した者が老齢基礎年金、障害基礎年金の支給を受けたことがないこと ② その者の死亡により遺族基礎年金を受ける者がいないこと
遺族の範囲	死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹のうちの先順位者
支給額	① 死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数および保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数に応じて、120,000円から320,000円 ② 付加保険料に係る保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡したときは、死亡一時金の額に8,500円を加算した額が支給される。
その他	① 死亡した者の子のみが遺族基礎年金の受給権を取得した場合で、その子と生計を同じくするその子の父または母がいるときには遺族基礎年金は支給停止となる。この場合、死亡した者の配偶者に死亡一時金が支給される。 ② 死亡一時金の支給を受ける遺族が、同一人の死亡により同時に寡婦年金を受けるときは、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金のうち、いずれか一つを支給し、他は支給しない。

保険料の掛け捨て救済が目的であるため、「保険料全額免除期間」は対象になりません。

